

社会福祉法人ジェイエー長野会指定特定相談支援事業所あづみの運営に関する規程
(特定相談支援事業・障害児相談支援事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する指定特定相談支援事業所あづみ(以下「事業所」という。)が実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援(以下「指定計画相談支援等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、次の各号に配慮して行うものとする。

- (1) 利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう努めること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を適切に行うこと。
- (3) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないように、公正中立的立場で行うこと。
- (4) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めること。
- (5) 自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るよう努めること。

2 事業の実施に当たっては、前項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準等に関する省令」(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：指定特定相談支援事業所あづみ
- (2) 所 在 地：長野県北安曇郡池田町大字池田3207番地1
北アルプス医療センターあづみ病院内

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日：月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日、第２・４・５土曜日、５月１日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

(２) 営業時間：平日は、午前８時３０分から午後５時００分までとする。

土曜日は、午前８時３０分から午後０時３０分までとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第５条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(１) 管理者 １人(兼務)

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(２) 相談支援専門員 １人以上(専従)

相談支援専門員は、基本相談支援に関する業務、サービス等利用計画の作成に関する業務並びに継続サービス利用支援の業務を行うものとする。

(３) 事務員 １人以上(兼務)

必要な事務を行う。

(指定計画相談支援等の提供方法及び内容)

第６条 指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

(１) 利用者に対する基本相談支援

(２) 利用者の居宅訪問等によるアセスメント

(３) サービス利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成及び評価

(４) 支給決定・給付決定申請に係る援助

(５) サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）

(６) 緊急事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談支援

(７) 医療機関・施設等への情報提供及び助言

(８) 利用者負担額に係る管理

(９) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(１) から (９) に附帯するその他必要な計画相談支援、助言等。

(利用者から受領する費用及びその額)

第７条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画相談支援対象障害者から計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

２ 事業者は、計画相談支援対象障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援等を提供する場合は、それに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(１) 事業所から、１キロメートルあたり１０円で積算した額

３ 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ計画相談支援対象障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

- 4 事業者は、第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、計画相談支援対象障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大町市・池田町・松川村・安曇野市（穂高・明科）、生坂村の区域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第9条 事業の主たる対象者とする障害の種類は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児とする。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第11条 事業者は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、提供した指定計画相談支援等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項又は児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した指定計画相談支援等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、提供した指定計画相談支援等に関し、法第51条の27第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業者は、都道府県、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 6 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(従業員の研修等)

第12条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修等の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) 事例検討 年1回以上

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業者は、利用者に対し適切な指定計画相談支援等を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日より10年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ジェイエー長野会と指定特定相談支援事業所あづみの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成30年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。